

1 入札時積算数量書活用方式の適用

- (1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- (2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- (3) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書及び積算根拠における数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (4) (1)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- (5) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、日南市工事請負契約約款、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

2 工事費内訳書及び積算根拠の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したものを積算根拠として、契約後速やかに、発注者に提出しなければならない。なお、積算根拠を提出していない場合は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合においても、受注者は協議を求めることができないものとする。
- (3) 工事費内訳書及び積算根拠は、1 (3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。